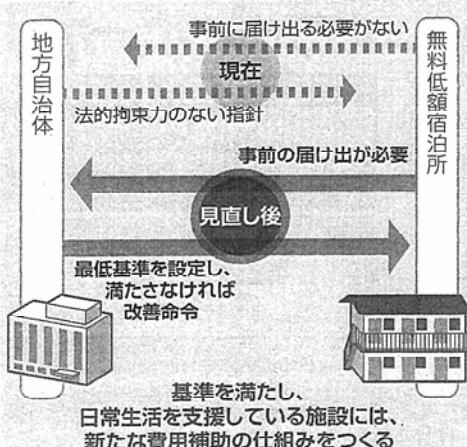


## 無料低額宿泊所の設備基準

### ■無料低額宿泊所を巡る規制と支援のイメージ



「気詰まりで安心して眠れなかつた」  
1年半ほど前、首都圏の大規模な無料低額宿泊所で暮らしていた50歳代の男性は、そう振り返る。男性は職と住まいを転々としてきたが、40歳を前に失職。頼れる家族もいない中、住んでいたアパートも失った。

相談した地元自治体の生活保護の担当者に連れられて入ったのが、無料低額宿泊所だった。部屋は3畳ほどの部屋を半分に仕切った「簡易個室」。わずかなスペースは布団を敷くといっぱいだった。設置された間仕切りは天井まで届かない高さで、隣の入所者の生活音やたばこの煙、臭いは遮れない。入浴できるのは2日につき1回で、提供される朝夕の食事のおかずは大体煮物だったという。

男性は「前向きに働く気力がわからず、暮らし続けるのは難しかつた」と語る。その後

男性は職と住まいを転々としてきたが、40歳を前に失職。頼れる家族もいない中、住んでいたアパートも失った。

社会福祉法に基づく困窮者向けの施設。全国に537か所（2015年6月）あり、生活保護受給者など約1万5600人が暮らす。無届けの施設も約1200か所あるとされ、一部で生活保護受給者を囲い込んで収入源にする「貧困ビジネス」も問題となっている。（桑文野）

# 困窮者の住環境改善へ

生活保護受給者が暮らす無料低額宿泊所について、部屋の広さなどの設備基準を定めるための検討が、厚生労働省で進められている。悪質な事業者への規制を強化し、劣悪な環境を改善するのがねらいだが、質の確保や一人暮らしが難しい人への支援のあり方を巡り、課題も多い。

社会福祉法に基づく困窮者向けの施設。全国に537か所（2015年6月）あり、生活保護受給者など約1万5600人が暮らす。無届けの施設も約1200か所あるとされ、一部で生活保護受給者を囲い込んで収入源にする「貧困ビジネス」も問題となっている。（桑文野）



## 厚労省 悪質事業者へ規制強化

厚労省は無料低額宿泊所の規制を強化する一方、一人暮らしが難しい生活保護受給者の支援を行っている場合に、「日常生活支援居住施設」と認定し、費用を補助する仕組みも創設する。

### 「生活支援施設」には費用補助

無料低額宿泊所は、困窮者のための「一時的な住まい」として位置付けられている。だが実際には、身寄りがないまま障害などで生活のサポートが必要になり、長期滞在している人も少なくない。こうした施設では、常駐するスタッフの人員費を確保するため、利

用の最低基準を定める。事前の届け出を求め、基準を満たさない場合は自治体が改善命令を出せるようにする。これまで、法的拘束力のないガイドライン（指針）しかなかった。

厚労省の有識者検討会では、無料低額宿泊所の部屋の設備を規制するための「最低基準を定める。事前の届け出を求め、基準を満たさない場合は自治体が改善命令を出せるようにする。これまで、法的拘束力のないガイドライン（指針）しかなかった。

厚労省は原則7・43平方㍍（約4畳）以上の個室とし、地域の事情によっては4・95平方㍍以上とすることなどが議論されている。男性が過去に暮らしていたような「簡易個室」についても、「プライバシーが十分確保されないと」として、経過措置を設けつつ、なくしていく方向だ。

### ■無届けも対象

厚労省はさらに、無届け施設についても届け出を促し、設備基準の規制対象としたい考えだ。昨年1月、無届けで、困窮者が多く暮らしていた札幌市の共同住宅「ハイム」で多数が死亡する火災が起きたことなどから、規制を求める声もある。

厚労省は原則7・43平方㍍（約4畳）以上の個室とし、地域の事情によっては4・95平方㍍以上とすることなどが議論されている。男性が過去に暮らしていたような「簡易個室」についても、「プライバシーが十分確保されないと」として、経過措置を設けつつ、なくしていく方向だ。

厚労省は原則7・43平方㍍（約4畳）以上の個室とし、地域の事情によっては4・95平方㍍以上とすることなどが議論されている。男性が過去に暮らしていたような「簡易個室」についても、「プライバシーが十分確保されないと」として、経過措置を設けつつ、なくしていく方向だ。